

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

平成17年11月18日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
平成17.10.28 理 事 西 脇 一 夫 江別市篠津534番地

目 次

告 示

○と畜場番号の指定の一部改正..... (食品衛生課)	27
○土地改良区の役員の退任の届出..... (農業支援課)	27
○土地改良区の役員の住所変更の届出..... (農業支援課)	27
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	27
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施設要件の変更の予定..... (治山課)	28
○建設業者に対する監督処分..... (建設情報課)	28
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	29

告 示

北海道告示第851号

平成11年北海道告示第814号(と畜場番号の指定)の一部を次のように改正する。
平成17年11月18日

北海道知事 高橋 はるみ

八雲食肉衛生検査所の項中

「八雲食肉衛生検査所」	5	一般	株式会社ムッターハム函館工場	茅部郡森町字姫川121番地の1	株式会社ムッターハム
検査所	46	同	日本フードパッカー株式会社道南工場と畜場	山越郡八雲町立岩356番地	日本フードパッカー株式会社
を					
「八雲食肉衛生検査所」	5	一般	株式会社坂本商事函館工場	茅部郡森町字姫川121番地の1	株式会社坂本商事
検査所	46	同	日本フードパッカー株式会社道南工場と畜場	二海郡八雲町立岩356番地	日本フードパッカー株式会社

に改める。

北海道告示第852号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、篠津中央土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

北海道告示第853号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の住所変更の届出があった。

平成17年11月18日

北海道知事 高橋 はるみ

共和土地改良区

理事・氏名	住 所
監事の別	変 更 前 変 更 後
理 事 吉田 清	岩内郡共和町幌似308番地15 岩内郡共和町幌似98番地63

芦別市土地改良区

理事・氏名	住 所
監事の別	変 更 前 変 更 後
理 事 森田 迪男	芦別市常磐町1085番地 芦別市北4条東1丁目7番地

北海道告示第854号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成17年11月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年11月18日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
沼の上	農免農道整備	北海道網走支庁
滝上	畑地帯総合整備[担い手支援型(単独土層改良)](暗きよ、土層改良)	同
津別南部	畑地帯総合整備[担い手支援型](農道、区画整理、暗きよ、土層改良)	同

三 井 畑地帯総合整備[担い手育成型](区画整理、暗きよ、土層改良) 北海道網走支庁
 三 笠 川 西 経営体育成基盤整備(区画整理、暗きよ、農地保全) 北海道上川支庁

北海道告示第855号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成17年11月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 旭川市・上川郡当麻町(以上1市1町について次の所在場所 図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
旭川市(次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
旭川市(次の図に示す部分に限る。)
 - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 苫前郡苫前町・天塩郡幌延町(以上2町について次の所在場所 図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
苫前町・幌延町(以上2町について次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 苫前郡苫前町・天塩郡幌延町(以上2町について次の所在場所 図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 釧路郡釧路町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
釧路町(次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに旭川市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第856号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理室建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年11月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 許可の全部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
株式会社 札幌鉄工	般-13 石第5434号	平成17.10.3

株式会社 丸茂佐々木建装	般-14	石第12856号	平成17.10. 5
株式会社 ネオテック	般-15	石第18338号	同
加茂川電機設備株式会社	般-12	石第10629号	同 17.10.14
有限会社 泰翔会	般-15	石第18433号	同 17.10.17
有限会社 皆新技建	般-15	石第16409号	同 17.10.26
株式会社 丸中豊新土木	般-14	石第11422号	同
有限会社 藤テック	般-13	石第15096号	同 17.10.31
株式会社 フレッシュつしま	般-12	渡第2993号	同 17.10.17
有限会社 輪島建設	般-12	檜第390号	同 17.10. 4
山口電気株式会社	般・特-15	後第21号	同 17.10. 5
北海道長尺金属工業株式会社	般-13・15	後第1552号	同 17.10.28
安西総合ハウス	般-12	空第97号	同 17. 4.26
株式会社 雁部工業所	般-14	空第772号	同 17. 6.14
共和土建工業株式会社	般-13	空第155号	同 17.10.26
株式会社 不二屋建材店	般-16	上第4838号	同 17.10. 6
北海工業株式会社	般-16	上第971号	同 17.10.18
有限会社 ケミカルリフォーム	般-13	上第4267号	同 17.10.26
株式会社 保坂組	般・特-14	留第162号	同 17.10.21
株式会社 北工建設	特-13	網第105号	同 17.10. 4
株式会社 竹山建設	般-13	胆第901号	同 17.10. 3
有限会社 北佑住建	般-16	胆第4051号	同 17.10.17
株式会社 岡田工事	般-16	日第168号	同 17.10.11
株式会社 サンピラー	特-13	十第3077号	同 17.10. 7
有限会社 木下組	般-13	十第 5号	同 17.10.31
日進建設有限会社	般-14	根第116号	同 17.10.18
2 許可の一部廃業			
商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日	
株式会社 エフ・シー・ハウジング	般-14	石第17882号	平成17.10. 3
サッポロホームズ株式会社	般-12	石第3947号	同 17.10. 4
共成工業株式会社	般-13	石第2770号	同 17.10. 5
光電気工業株式会社	般-14	石第13841号	同 17.10.25
小松建設	般-12	渡第3872号	同 17.10. 3
株式会社 石岡組	特-14	渡第443号	同 17.10.27
株式会社 前田組	特-14	檜第60号	同 17.10.18
京谷建設工業株式会社	般-13	檜第269号	同

京谷建設工業株式会社	特-16	檜第269号	同
株式会社 小林工務店	般-13	後第523号	同 17.10. 3
協誠建設株式会社	特-14	後第662号	同 17.10.13
株式会社 日多基組	特-15	空第215号	同 17.10.12
大栄産業株式会社	特-14	空第765号	同 17.10.20
西山坂田電気株式会社	特-14	上第540号	同 17.10. 3
渡部建設株式会社	般・特-13	上第334号	同 17.10. 7
株式会社 ヤマモト	般-14	宗第636号	同 17.10. 5
西村建設株式会社	般-14	胆第572号	同 17.10. 6
サンケイ機工有限会社	般-13	胆第4152号	同 17.10.20
株式会社 慶生工業	般-17	胆第3178号	同 17.10.24
株式会社 橘建設	般-13	胆第70号	同 17.10.28
<hr/>			
北海道告示第857号			
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。			
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。			
平成17年11月18日			
北海道知事 高橋 はるみ			
路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	
道道 上厚真苦小牧線	苦小牧市字沼ノ端590番6地先から 苦小牧市字沼ノ端134番257地先まで	平成17.11.19	
道道 西端春立線	静内郡静内町字東別420番地先から 三石郡三石町字西端153番8地先まで	同 17.11.22	
<hr/>			

